

第9回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年3月21日(木)午後1時55分
閉 会 令和6年3月21日(木)午後2時35分
場 所 市役所おもや2階A201会議室

2 会議録署名委員

- 1番 糟谷嘉孝委員 2番 千金楽千詠委員
11番 市川耕作委員(会長)

3 出席委員

- 1番 糟谷嘉孝委員 2番 千金楽千詠委員
3番 住崎岩衛委員 4番 菊池伸明委員
5番 市川光委員 6番 平田佳子委員
7番 小牧直子委員
9番 堀江昭夫委員 10番 高橋規実代委員
11番 市川耕作委員 12番 戸井田昭次委員
13番 吉野英治委員
15番 澤井正委員 16番 朝倉直樹委員
17番 石坂成雄委員 18番 大室正行委員
19番 榎本重雄委員 20番 松村昌治委員

4 欠席委員

- 8番 土屋真理子委員 14番 高木一郎委員

5 議 長

- 11番 市川耕作委員(会長)

6 事務局(説明員)

高野和夫局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 6 第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 第5号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について (農地法第18条関係)
- 8 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 3月度活動報告について ……資料No. 2
 - (3) 令和6年度府中市農業委員会活動指針 ……資料No. 3
 - (4) 次回の総会開催日
日 時 令和6年4月25日(木) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (5) その他

午後 1 時 5 5 分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、出席予定の皆さんお揃いになりましたので、ただ今より、第9回府中市農業委員会総会を開会したいと思います。今週は非常に強い風の日が多かったので、ハウスとか大丈夫でしたでしょうか。

本日は、8番、土屋委員さん、14番、高木委員さんから都合により欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は1番、糟谷委員さん、2番、千金楽委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、府中市住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、151.33平方メートル。届出書が到達した日は令和6年2月26日、転用の目的は公衆用道路となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしております。

第2項、届出者は、小金井市前原町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は、浅間町〇の〇の〇、993平方メートル。届出書が到達した日は令和6年3月7日、転用の目的は日帰り通所施設となっています。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は堀江委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） では、第1項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、先日現地確認に行つて参りました。先月出た場所のそばなのですが、道路がちゃんと完成してました。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、続きまして第2項、堀江委員さん如何でしょうか。

○委員（堀江委員） はい、地図の4ページです。月曜日に見に行かせてもらいましたが、既に整地されてきれいになってました。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に質問やご意見はございませんでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することにいたします。

それでは、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は日新町〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、譲渡人は四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、84平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年2月27日、転用の目的は公衆用道路となっています。

4 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は市川会長さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項は私です。5、6ページになります。15日に現地を見て参りました。当該地の上の部分が売却されたのですが、そこにつながる道路が1m程の赤道しかなく、道路を広げないと開発が出来ないということで、田んぼの一部分を道路用に売却するために、この権利移動届出が提出されたものです。特に問題ないと思います。

第1項について他にご意見等ございますか。（「意義なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項の報告は了承することにいたします。

次に、「第3号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、日新町○の○○の○○、○○○○、農業の主たる従事者、日新町○の○○の○、○○○○、買取り申し出生産緑地は、日新町○の○の○から○の合計5筆、田、1,991平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、朝日町○の○○、○○○○、○○○○、小田原市国府津○○○○、○○○○○、農業の主たる従事者、朝日町○の○○、○○○○○、買取り申し出生産緑地は、朝日町○の○○の○○，○○，○○，○○の合計4筆、畑、438平方メートル。

8、9ページは○○氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

11から13ページは○○氏他2名から提出された証明願、○○氏以外の氏

名、捺印、買取り申し出生産緑地の明細書で、14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第3号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、市川光委員さん如何でしょうか。

○委員（市川光委員） はい、資料の7ページの上半分ですが、昨年相続が発生して買取申請が出たのだと思います。地図は10ページ、入り口がとても分かりづらかったのですが、住宅街に囲まれていて、昨年稲の耕作が終わったあと、耕して菜花がきれいに咲いていました。周りの上の方は雑草が刈られておりまして、耕作しているという形で、特に問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて第2項について、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、案内図は14ページです。現地を見たのですが、冬場ということもあり、全く作付けされておりません。事情が分からないので、詳しい話は事務局からしていただくとありがたいのですが、周りに大きな松が四方に植えられて、これでやるのもちょっときついなという感じもするんですが、特に問題はないと思います。補足は事務局からお願いいたします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、付け加えさせていただくと、現地につきましては7ページに書いてある農業の主たる従事者証明にあるように、相続が発生して兄弟3人で共有していますので、生産緑地の買取申請をするために3人の名前で申請しています。生産緑地が解除され市街化農地になってから、それぞれ分けて駐車場等にすると聞いています。また、その段階で4条や5条の農地転用届出が出てくると思います。あと当該地の南側ですが、代表して申請している方が農業を続けるということで、先日納税猶予の申請をしたんですが、そこも共有地になっているので、3条になると思いますが権利移転の手続きが出てくると思います。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項について、何か質問やご意見はございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします
次に、「第4号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題と
します。証明申請の件数は6件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願い
します。

第4号議題の説明文

第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年2月26日から令和6年2月25日まで、引き続き
農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町○の○○の○、○○○○、土地の所在は、多磨町○の○○の
○、○の合計2筆、畑、1,700.70平方メートル。

第2項、次の者が令和3年3月9日から令和6年3月4日まで、引き続き農業
経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台○の○○の○、○○○○、土地の所在は、紅葉丘○の○○の
○、白糸台○の○○の○から○、○○の○から○、白糸台○の○の○の合計11
筆、畑、3,968.21平方メートル。

第3項、次の者が令和4年9月14日から令和6年3月4日まで、引き続き農
業経営を行っていることを証明する。

申請者、第2項と同じ○○○○、土地の所在は、朝日町○の○○の○、畑、
1,180平方メートル。なお、本件は令和3年11月に○○○○氏が相続をし
た農地です。

16ページに移りまして、第4項、次の者が令和3年3月4日から令和6年2
月25日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、若松町○の○○の○、○○○○○、土地の所在は、若松町○の○○の
○○の一部、○○の合計2筆、畑、778平方メートル。

第5項、次の者が令和3年3月9日から令和6年3月7日まで、引き続き農業
経営を行っていることを証明する。

申請者、南町○の○○の○、○○○、土地の所在は、南町○の○○の○、○、
○○の○、○の○○の○、○の合計5筆、田と畑を合わせて1,625平方メー
トル。

第6項、証明期間、申請者の住所とも第5項と同じで、申請者は○○○○○、
土地の所在は、南町○の○○の○、○○の○、○の○○の○、○○の○の合計4

筆、田と畑を合わせて1, 660平方メートル。

17、18ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

19ページの案内図は当該地を示しております。

20、21ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

22、23ページの案内図は当該地を示しております。

24、25ページも〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

26ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項から第3項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

27、28ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、芋類や芝生を生産しています。

29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

30、31ページは〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

32、33ページの案内図は当該地を示しております。

34、35ページは〇〇〇〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。

36、37ページの案内図は当該地を示しております。以上の第5項、第6項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第4号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項から第3項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第5項第6項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項から第3項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、西武多摩川線の西側に位置しております。案内図の19ページです。一団地大きい土地がありまして、きれいに耕作されております。

現在冬場なのであまり作付けされておりましたが、ネギを少しと柿が植わってありました。

続きまして第2項、案内図22ページ。こちらでも西武多摩川線の西側に位置する場所で少し分かりづらいのですが、住宅街に隣接しております。現地にはハウスが2棟建っていてネギ等が植わってございまして、きれいに耕作されておりました問題ございません。

案内図23ページですが、上の方の京王線の北側の方は、きれいに小ネギ等が植わってございました。下の方の大きな土地は、こちらでもネギとミカン等果樹類が植わってございまして、特に問題ございませんでした。

案内図26ページです。外語大の西側で、住宅街に囲まれてございまして、現地はハウス、ソラマメ等が植わってございました。特に問題ございません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第4項、大室委員さん如何でしょうか。

○委員（大室委員） はい、3月16日に現地確認に行きまして参りました。畑の8割位に芝が植えられてございまして、その他梅の木が1本、残りは耕してありましたが、行った時には作物は植えられていない状態でした。雑草等は処理されてございまして、畑としては管理されていたもので、問題ないと思っております。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第5項、第6項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、第5項、第6項はご家族なので一緒に説明させていただきます。32ページと37ページは自宅の近くの畑なのですが、こちらは冬野菜が残っているのと、もう夏のエダマメの準備をされて、よく管理されて問題ないです。また、33ページと36ページが地続きとなっております。ここにはハウスが建てられてございまして、中ではミニトマトとスナップエンドウを作っております。ハウスの場所がきれいに分かれている訳ではなく、当該地の両方の方に重なるようにハウスが建ってございました。問題ないと思っております。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第6項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項は証明することにいたします。

次に、「第5号議題 報告 農地の賃貸借の合意解約について」を議題とします。

○事務局（高野局長） はい、令和6年度府中市農業委員会の活動指針でございますが、すけれど、この指針につきましては2月15日に昭島市で開催されました、第65回農業者大会で採択されました、農業委員会活動の指針決定に関する決議等、具体的な活動を基に府中市用にアレンジして作成したものでございます。

1の基本方針としましては、第4次府中市農業振興計画で掲げました「地域と共存し未来へつなぐ魅力あふれる府中の農業」のスローガンを基に、その実現に向けて府中市農業委員会が、府中農業が豊かな市民生活を支える存在といたしまして、また地域社会に貢献していくための様々な課題に積極的に取り組んでいくことをうたっております。

2の重点活動等につきましては、特定生産緑地制度をはじめとした農地の有効活用の推進や、農地等の利用の最適化を推進する活動など6つの取り組みを掲げました。そのうち（3）の遊休農地の発生防止に関する目標に関する現況につきましては昨年と変更ございません。令和7年1月が3年後の目標年にあたりますので、各面積の数字が達成した暁には、その検証が必要なものと考えております。

3ページに移りまして、3の各種活動でございますが、大きく3つの括弧で構成しております、その中で更に細分化して各取組みを示しております。各取組みににつきましては農業委員会総会にて質問が出まして、確認、検証を行うと共に、この指針にとらわれることなく、新たな取組みがあれば推進していくものであります。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問、ご意見等ありますでしょうか。（…）

○委員（戸井田委員） はい、会長、よろしいでしょうか。これは先に行われた大会での活動指針を府中市に置き換えてと理解してよろしいですか。中でも2ページ目の遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法、これはパッと見たのですが府中市も該当しているのですか。

○事務局（高野局長） はい、こちらは該当していません。遊休農地はない状態です。

○委員（戸井田委員） そうしますと、府中市の活動指針の中にもう少し現状と合わない部分を加筆したりするような形はしないんですか。

○事務局（高野局長） はい、この（3）につきましては、昨年度から記載するようと言われておまして、それを受けて府中市だけではなく他市も載せているような状況です。これを昨年5年の活動に載せて、そこから3年後、令和10年1月

の目標という形になっております。これは必須の項目となっておりますので、遊休農地がなくても載せる形でありまして、皆さんのお力を得ながら遊休農地がないような形で管理していく形になると思います。

○委員（戸井田委員） そのようなことだと想定しておりますが、府中市の農業の課題に関する特色をこの中に入れた事項というものはありますか。

○事務局（高野局長） はい、各個別になります。農業まつりですとか、品評会、あるいは府中市が実施しています市民農業大学などを通じた、府中農業のPRですとか、府中産農業の購入とか、農業体験の参加を行うということで、地域の農業の確立に向けた活動ということで、いかに府中農業の応援者を作っていくかという形でこちらは述べさせていただいておりますので、その辺の表現は府中独自のかなと思います。

○委員（戸井田委員） 大局的な目標ということで理解できますけど、なかなか難しいとは思いますが、この中に記載されている施策の実現に向けた総経費の計上や農業委員会としてこういうことをやっていただきたい等、短期的な具申を行政にするような形が取れたらありがたいなど、個人的に思っております。これが、私の持論です。

先に石坂委員さんから議員との懇談を実施し、現状を知っていただくと、現状を把握した上で、今度はこのような施策をしていきますという形が取れ、繋がるのではないかと私は思っています。

ですから、農業委員会が法的な処理をするというのが第1目標ですけど、第2に府中市の農業の振興を図るといようなことを、今後少し時間の中で話し合いができればと思っております。

そうしませんと、大会での方針は方針として、各市の状況は違うと思うので、府中市の特色を出すような目標・方針を作り、一年たったらそれを評価し、これは出来なかったから来年はこうしたいというようなことをしないと、農業そのものが先細りになるんじゃないかと危惧しています。

○事務局（高野局長） はい、先ほど言いましたけれど、この取り組みにつきましては、農業委員会総会で確認、検証を行う必要があると思います。

また、この指針にとらわれなくて、新たな課題とかがありましたら、この場で議論していただいて翌年に続けていただくと、まあ年度内で解決すればいいですけど、持ち越しになるような課題もあるかと思っております。

その辺はここに書いていなくても、新たな令和7年度とか、令和8年度に指針を作るのであれば、その時にそのことを明記して、1個ずつ終わったものは消して、また新たな課題は載せると、そんな形でうまくローリングしていく形で総会を決めるのがいいのではと思います。

○委員（戸井田委員） ぜひ、お願いします。

○議長（市川委員） はい、他にありませんでしょうか。

○委員（市川光委員） はい、今の戸井田さんの話は、私もそう思っているのですが、私も初めてだったもので、昨年7月からだったから、こういう活動の指針がないのかなと思ったら、年度始めにやっているんですね。

その辺のところはどうやっているのかなと聞いて思っておりました。

以前、令和4年度に作った府中市の農業振興計画を見させていただいたのですが、この中に府中市の皆さんから寄せられたところの、府中市の現状の問題点などがけっこう書いてありますよね。

そういうところから本当はこの中に当面あるやつをもう一回プロットしてやると、皆さん農業委員としても、今度皆さんの農業委員が何かの寄合とかなんかで農業の仲間とかに聞くときに聞きやすいじゃないかなと思うのですよね。

それが皆さんの農家の人にとってそういう現状を踏まえてやれば、更に農家の人からもいい意見が出て来るんじゃないかな。そのようなものをまとめていくのが、農業委員会じゃないかな、そして、それを市の方に提言したりして、私達が農業をやりやすいように活動出来たらいいんじゃないかなと私は思っています。

こういう形で出てくるのは本当にいいと思うので、そういうことも踏まえてここに記載していただければなと思っております。

○会長職務代理（菊池委員） はい、私も委員のおっしゃるようなことは感じておりました、府中市としてというよりも農業委員の第1条だったと思うのですが、農業者の地位の向上に努めるというところがあったと思うので、農業委員の日常活動ですとか出仕活動とか、農業者の支援という所で農業委員、農業委員会として、府中市の農業者への地位向上につながるような施策の提言をしていくみたいなことが盛り込まれていると、戸井田委員の発言等も含めていいのかなと思いました。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他にありませんか。（…）

先ほど議論に出ました。行政機関との懇談については、この後で部会長以上でもう一度検討して、次の4月の時に農業委員の皆さん全員にどういう方向で進めるか

をご報告させていただきたいと思っております。

次に、(4)の「次回の総会開催日」ですが、次回は4月25日、木曜日、午後2時から2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(5)のその他ですが、委員さんからありますか。

○委員（市川光委員） はい、少し教えてもらいたいのですけど、今回農地の転用で現地確認に行ったのですが、業者さんから聞いて工事が始まるからと説明があったんですけど、農地転用は受け取った段階で工事は開始してよいと理解しているのですか、私は農業委員会総会で皆さんの了承をもらった後に、工事に着工すると思うのですが、業者さんはこれを提出したから、工事は了承されているので、工事を始めましたと説明しているんです。

それはおかしいのと言ったのですが、一週間位いいじゃないかとも思いますが、本筋はそうじゃないんじゃないかと思っています。その辺の考え方を教えてください。

○事務局（樫澤事務職員） はい、まずは業者が転用届を農業委員会に出します。

提出され時点で書類の審査をして、問題がなければ決裁を得た後、受理通知書を発行します。

その受理通知書が手元にいった段階から有効になりますが、受理通知書の中では提出日から有効ですという表現になっているので、市街化区域においては農業委員会が書類を受理した段階から、有効になるとご理解いただけたらと思います。また、受理したら直近の農業委員会に報告するということになっています。

○委員（市川光委員） 分かりました。

○議長（市川委員） 他はよろしいですか（…）

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局（原口事務職員） はい、「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録」推進要綱について説明をさせていただきます。一昨年、農林水産省より「農業委員会による最適化活動の推進等について」が発出され、農業委員会活動の目標設定や点検、活動記録の徹底が改めて示され、このたび令和6年度に向けて、農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録推進要領が定められましたので、同推進要領及び、農業委員活動記録カードを配布させていただきました。

農業委員活動記録カードについての補足説明です。総会がA、農業者大会や研修や会議等に参加されたらB、農業まつりなど市民との交流はE、日常の農地の見ま

わりはF、農転や納税猶予等の現地確認はG、が該当します。

例年、Aの総会や、Gの現地確認については多くの方が記入していただきますが、Bの会議・研修、Eの農業まつり等市民との交流などが記載がされていないケースが多く見られます。こちらの活動記録カードは、年度末に件数を取りまとめて東京都農業会議に報告しますので、漏れなく記入していただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、総会終了後に役員会を行いますので、役員の方と石坂委員はお残り下さい。

また、緑のファイルはご記入されましたら、活動記録カードと一緒に机の上にそのまま置いておいて下さるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） 他に事務局からありますでしょうか。

○事務局（高野事務局長） はい、私事ではございますが、この3月で退職いたします。皆さまにはいろいろご指導いただいたり、お世話になったりした3年間でした。ありがとうございました。これからは皆さまと同じ立場になります。今後もよろしくお願いいたします。

○議長（市川委員） 後任については、別途、4月の総会には紹介できると思います。3月末には決まると思いますので、役員の方々には先に紹介する機会があるかと思えます。

高野局長、いろいろとお世話になりありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第9回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時35分閉会